

# 田端西地区まちづくり対策特別委員会会議録

令和3年12月6日

寒川町議会



出席委員 関口委員長、柳田副委員長  
茂内委員、青木委員、佐藤（正）委員、柳下委員、杉崎委員、吉田委員、太田委員  
佐藤（一）議長

説明者 廣田拠点づくり部長、飯尾田端拠点づくり課長、野地主査、大野主査  
案 件

1. 田端西地区まちづくりの取り組み状況について  
(拠点づくり部田端拠点づくり課)
2. その他

午後1時15分 開会

【関口委員長】 皆さん、こんにちは。寒くなりましたけども、どうかご自愛をよろしく願いしたいと思います。

それでは、ただいまより田端西地区まちづくり対策特別委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、お手元のタブレットに入っておりますとおり、その他を含めて2件になります。順次進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、執行部が入るまで暫時休憩いたします。

---

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、案件1、田端西地区まちづくりの取り組み状況についての説明をお願いいたします。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 こんにちは。それでは、ただいまより拠点づくり部田端拠点づくり課所管の田端西地区まちづくり取り組み状況ということで、ご説明いたします。説明に当たりましては飯尾課長より行います。よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 それでは、前回開催いたしました本特別委員会以降の取組状況についてご報告させていただきます。資料につきましては、タブレット資料に基づき説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

まず、4分の1ページなんですけども、田端西地区まちづくり取り組み状況をご覧ください。令和3年8月26日から9月8日までは、前回この委員会でご報告いたしました事業計画第2回変更の公告と縦覧を実施いたしました。これは、土地区画整理事業の事業計画の中の設計の概要を変更する場合は、土地区画整合法第20条第1項により2週間の縦覧が規定されており、これに基づき実施し、1名の方が縦覧に来られました。

令和3年8月26日から9月22日までは、事業計画第2回変更の縦覧図書の内容について意見書の提出ができますが、意見書の提出はございませんでした。

令和3年10月5日は、事業計画変更に対する意見書の提出がなかったことから、神奈川県知事が土地

区画整理法第39条第5項の規定により、事業計画の変更の告示を行ってございます。その内容は神奈川県広報に掲載されましたので、その写しを4分の2ページに添付してございます。赤い枠のところをご覧ください。

令和3年10月17日には、第7回寒川町田端西地区土地区画整理組合総会が開催されました。これは、土地区画整理事業における仮換地指定に関連する議案について、土地区画整理法第31条により総会の議決を経なければならないための開催になってございます。議案の内容といたしましては、換地規定の変更について、特別宅地について、保留地の決定について、仮換地指定について、仮換地の軽微な変更についての5つの議題について議決されました。

なお、総会の開催方法なんですけど、前回同様新型コロナウイルス感染症対策の関係で、国土交通省より発表があって、総会は開催しなければなりませんけど、正面での議決権行使が可能であるとの通知をすることで、来場者数を減らすという対策をすべきとのことから、これに準じて開催したため、実際出席された方は14名と少なく、96名の方が書面の議決となっております。

取組状況は以上なんですけど、引き続きタブレット資料4分の3ページをご覧ください。前回の特別委員会の資料に添付いたしました工程表の中で、11月中旬から移転協議や工事が開始されるということをお示ししましたが、今回令和3年度の工事箇所についての図面を添付させていただきました。図面の黄色が、築造といいまして、施設を造り込む工事の箇所ですね。青が、資材置場や残土置場、仮設駐車場や現場事務所とするための仮設工事の箇所になります。工事の全体の方針としては、図面中央の組合事務所がある赤い道路で囲まれた部分を早く土地利用できるようにするため、そこに住まわれている方や計画されている道路に位置している方の移転先の住宅街区ですね。図面でいうと、右上の黄色の宅地整地工事と書いてあるエリアを先行して工事をしていくという形になります。合わせて雨水の調整池の工事と県道沿いの上水道と下水道の工事を行っていくという形になります。

また、図面の中に青色の丸のAからFが書いてありますけども、これはタブレット資料の4分の4ページに現地の写真を載せてございます。その写真の撮影の位置と丸についている三角形のとがっているのが撮影の方向になります。それを示してございます。

次に、タブレット資料4分の4ページなんですけども、これは現地の12月2日現在の写真を載せてございますので、参考にご覧ください。

以上で報告を終わります。

**【関口委員長】** 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方はよろしくお願いたします。

柳下委員。

**【柳下委員】** 1つお尋ねいたします。大分工事が進んでいる様子がよく分かりました。それで、工事のときに設置があるのが、ここはこういう工事で、期間は何で、施工者はどこそこ、問合せはという設置基準というか、設置義務というのはあるのでしょうか。この写真だと、ここで何がどう行われているのか分からないんですけども、そういう表示板があると、こういうことをここでやっている、いつまで、どこに、何かあったときの問合せとか、工事現場に設置があるところとないところがあるんですけど、田端西地区の場合はその表示の設置基準というものをお持ちでしょうか。

【関口委員長】 現段階ではそこまで進んでいませんけども、では、この写真を撮った状況でもって、多分看板があったと思うんですよ。現場事務所だとか何とか書いてある、そういうものは置いてあるけども、まだ実際には業者が決まっているわけでも何でもありませんから、看板というのは出てこないだろうと思うけども、ただ、大和ハウスがこれを担当しているという看板がたしかあると思うんだ、現段階で。そういったものがこの写真に提示されているとよく分かるんだけど、産業廃棄物保管場所とか、そういう看板があったでしょう。現段階での話をしてあげてください、そこまでのものを設置する義務があるかないかも含めて。

飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 今回の場合、組合施行の工事になるので、町の公共の工事に準じはするんですけども、組合が発注する工事となります。ただ、今おっしゃった例えば何かの問合せという形で、どこに問い合わせなきゃいけないだとか、そういう告知の看板、これは確かにあったほうがいいというのをございます。ただ、今現地にあるのは、一部工事をする事で例えば道路がいつから通行止めになるというものは現地には設置してございます。設置義務については、申し訳ないです。今ここでは分かりかねるという形になります。

【関口委員長】 大野君、こういうのがやってあるんだろう。そういうのはまだいいけども、そういうものがあれば、何かあったときにはここに問い合わせればいいわけだから、こういうものが置いてあるんだということを言わないと。

大野主査。

【大野主査】 公共工事の場合ですと、神奈川県のご通行書の中で工事の告知ということで、発注者、受注者、それから現場代理人ですとか、管理業者等を明示するという基準がございます。今回の件は民間工事になるんですけども、建設業法の中で工事の問合せ先等を明示することと決められているはずなんです。なので、その中で、どこにというのは、一般の公共の見やすい場所に掲示するという事で決まっているはずですので、今回も小さいんですけども、出ている様子です。今後本格的に工事が始まった場合においては、組合事務所の辺りが候補になっているようなんですけども、そこにより大きい看板を設置するという事で、予定があるということは現段階で伺っているところです。

以上です。

【関口委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 町が設置する責任を負っているのか、発注先がそれを施行するとか、町と大和との設置することについての関係ってどのような形になっているのでしょうか。

【関口委員長】 大野主査。

【大野主査】 今回の工事は、発注形態としては、あくまで田端西地区土地区画整理組合が発注者になってございます。契約の元請が大和ハウス工業株式会社なので、町はあくまで助成金を助成する立場で負担金をお支払いするというところで、工事の契約には一切関わっているところではございませんので、発注者である田端西地区土地区画整理組合の責任において、また元請である大和ハウス工業で責任を持って、建設業法並びに労働安全衛生法等に基づいて工事を実施していくというような形になります。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 A、B、C、D、Eの写真であるEの番号がありますけども、ここに産業廃棄物の保管場所がありますけども、ここには大和ハウス工業さん、何かあったときには保管場所の責任者、管理者として大和ハウス工業の看板は一応出ています。ですから、そういったものがこれから必要なところには組合並びに代理者でもって看板を出すと思いますので。

他にはよろしいですか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、ないようですので、以上で質疑は終結いたします。どうもご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

---

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、その他に入りますけども、委員の皆様、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、以上をもちまして、特別委員会を終了しますけども、柳田副委員から最後の閉めの挨拶をお願いいたします。

【柳田副委員長】 スムーズな進行にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、田端西地区まちづくり対策特別委員会を閉会といたします。皆様お疲れさまでした。

午後1時29分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年2月22日

委員長 関 口 光 男